

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 7 号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表3備考以外の部分中

「

岡崎公園テニスコート

 |

1,800	1,400
-------	-------

」を

「

岡崎公園テニスコート

 |

2,000	1,600
-------	-------

」に,

「

勧修寺公園テニスコート

 |

1,800	1,400
-------	-------

」を

「

勧修寺公園テニスコート

 |

2,000	1,600
-------	-------

」に,

「

2,600	1,600
2,100	1,300
1,700	1,000
2,600	1,600
1,800	1,400
1,800	1,400

 |

2,600	800
2,100	700
1,700	500
2,600	800
900	700
2,000	1,600

」を

「

小畑川中央公園テニスコート

 |

1,800	1,400
-------	-------

」を

「

小畑川中央公園テニスコート

 |

2,000	1,600
-------	-------

」に,

「

1,800	1,400
3,000	2,000

 |

2,000	1,600
3,500	2,500

」に,

「

伏見桃山城運動公園野球場		3,300	2,000
伏見桃山城運動公園野球場兼運動場		2,600	1,600

を

伏見桃山城運動公園野球場			3,300	2,000
伏見桃山城運動公園野球場兼運動場	野球又はフットボールのために使用する場 合	半 面	2,600	1,600
	そ の 他 の 場 合	1 面		

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年6月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定中伏見桃山城運動公園野球場及び伏見桃山城運動公園野球場兼運動場に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- この規則による改正後の京都市都市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)